

## 就学支度資金・修学資金を申請される方へ

### 1. 就学支度資金・修学資金の申請時期

#### (1) 就学支度資金

##### 子の受験校決定時点 ～ 子の入学する月の末日

(来春入学の場合、令和4年4月末日まで)

※ 3月、4月は申請が集中するため、お早めの申請をお願いします。

※ 貸付金の振込は、子の進学先確定後（合格通知收受後）になります。

#### (2) 修学資金

子が在学中であれば、**随時**申請を受け付けます。ただし、申請月より前の月分の貸付けはできません。

在学中でない場合は、子の受験校決定時点から事前申請を受付けます。

※ 貸付金の振込は、4月以降で子の在学証明書收受後になります。

### 2. 申請対象者

(1) 母子家庭の母又は父子家庭の父（原則として生計中心者であること）

(2) 寡婦（現に子を扶養している方であること）

(3) (1) 又は (2) に該当する方の子<子の本人申請>

※ 母・父・寡婦が連帯保証人としての要件（収入、資産等）を満たす必要あり

(4) 父母のない、20歳未満の子

### 3. 申請に必要な書類

#### (1) 申請書

※ 1枚の申請書で複数の資金は申請できません。

(資金の種類毎に申請書が必要)

※ 申請書の申請者及び連帯借受者の住所、氏名の記入は各自自筆でお願いします。なお、押印は認印で構いません。

※ 申請者の個人番号（マイナンバー）の記載が必要です。また、個人番号通知カードや運転免許証で番号確認と身元確認をさせていただくことがあります。あらかじめ申請される窓口で確認してください。

(2) 戸籍謄本（母又は父と子の情報が記載されているものが必要）

(3) 申請者の**所得証明書**

(4) 申請者の**納税証明書**（非課税の場合、非課税証明書）

} (3) と (4) の内容が分かれば  
1通の証明書でも可です。

(5) **合格通知書（写し）** 又は **在学証明書**

※ 事前申請の場合は、指定の様式「**受験校一覧**」を提出してください。また、進学先確定後は、**合格通知書**の写しを提出してください。

(6) **必要経費（入学金、授業料等）を確認できる資料** 例) 学校のパンフレット（写）

### 4. 連帯借受者

学校に入学する（在学している）子は、申請者（借受者）である母又は父とともに、連帯債務を負担する借主（連帯借受者）となっていただきます。

連帯借受者となる子には、債務負担の意思を直接確認させていただきます。

## 5. 申請後の流れ

### (1) 母子・父子自立支援員との面接

申請書類や家庭状況等の確認をさせていただきます。(子の同席が必要)

### (2) 貸付審査

西部福祉事務所における審査会の審査を経て、貸付の適否を決定します。

### (3) 貸付決定通知(貸付が決定した場合)

①**貸付決定通知書**、②**借用書**、③**確認書**、④**債権者登録用紙**を借受者あてに送付します。

### (4) 借用書等の提出

ア **借用書等**に、借受者(原則母又は父)、連帯借受者(子)が署名・押印(母又は父は実印)の上、借受者の**印鑑登録証明書**を付して西部福祉事務所に提出

イ **債権者登録用紙**に、**振込先口座の通帳の写し**(口座の確認ができるページ)を付して西部福祉事務所に提出 **※ 口座名義人 = 借受者であること**

## 6. 貸付金の交付(借用書等受理後、借受者の銀行口座に貸付金を振込み)

### (1) 就学支度資金の場合

貸付決定金額を一括で振り込みます。

### (2) 修学資金の場合

貸付決定金額を子の在学月数で分割し、下記のとおり振り込みます。

交付月	振込方法
4月	4・5・6月分(計3か月分)を一括払い
7月	7・8・9月分(計3か月分)を一括払い
10月	10・11・12月分(計3か月分)を一括払い
1月	1・2・3月分(計3か月分)を一括払い

※ 大学・短大・専門学校は、4月及び10月に半期分を一括払いします。

## 7. 貸付期間中における諸手続き

【書類の提出】 **在学証明書**(学生証は不可、各学年次の初めに提出が必要)

【連絡必須事項】 下記事由該当者は、速やかに西部福祉事務所に御連絡ください。

- ①子が退学、停学した場合
- ②借受者が婚姻した場合
- ③転居した場合
- ④日本学生支援機構による学資の貸与を受ける場合
- ⑤その他の諸変更(住所変更、口座変更、氏名変更、勤務先変更等)があった場合

## 8. 貸付金の返済(償還)

【償還開始時期】 子の学校卒業後、6か月間据え置いてから開始されます。返済開始月の約2か月前に文書でお知らせします。納期限内の返済に御協力ください。

【償還方法】 口座振替を原則とします(下記金融機関のみ利用可能)。

口座振込取扱金融機関			
①みずほ銀行	②	③埼玉りそな銀行	④りそな銀行
	三菱東京UFJ銀行		
⑤三井住友銀行	⑥武蔵野銀行	⑦東和銀行	⑧埼玉縣信用金庫
⑨川口信用金庫	⑩飯能信用金庫	⑪埼玉県信連(県内農協)	

※ 災害、御病気等の理由で返済が困難と認められる場合や、子が在学中である場合等、返済を一定期間猶予することが可能な場合があります。返済が滞りそうになりましたら、西部福祉事務所までお早めに御相談ください。

※ 納期限を超えると**違約金（延滞利息年3%）**が加算されます。